

令和3(2021)年

2.1

No.1495 特集号

茨城県独自の

緊急事態宣言が発令されています

現在、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、十分な医療を 受けられなくなるおそれが生じています。安全な生活、経済活動を維持し ていくためにも、感染症の拡大防止に、引続きご協力をお願いします。

市民の皆さんへのお願い

• 不要不急の外出を控えてください

緊急事態宣言が発令されている都道府県との不要不急の往来を自粛してください。 それ以外の都道府県との往来(通勤・通学含む)時には、感染症対策を徹底し、特に注 意してください。

• 会食時や家庭での感染症対策を徹底してください

あらゆる場面で、「マスクの着用」「手洗い・うがい」「3密を避ける行動」をしてください (2ページ参照)。

※掲載している情報は1月21日時点のものです。



- P2. 新型コロナウイルス感染症関連情報
- P3. 魁のまち・水戸を目指して